

憲法記念日に思う

真の性売買禁止法の制定を

角田由紀子（弁護士）

ジェンダー不平等の歴史と共に私たちは生きてきている。日常生活は明治以来の家父長制の家族、社会の上に築かれてきた。女性は、憲法の条文にもかかわらず、連綿と続く家父長的なるもの・男性優位社会に拘束されている。ジェンダーギャップ指数を持ち出すまでもなく、政治も経済も、これを支える法律も長いこと女性排除と女性差別で成り立ってきている。近年、「ジェンダー平等」という言葉がようやく市民権をえ始めたようだが、そのスローガンを叫んだだけでは何も変わらない。そういう社会の中で、ジェンダー平等から最も遠く、あらゆる不平等の収斂された世界が性売買の世界ではないのか。

性売買は、1956 年売春防止法（売防法）で一部規制された。同法 2 条は、売春を「不特定多数を相手とする有償（約束も含む）での性交」と極めて狭く定義して禁止したが、売る方も買う方も、禁止を破っても処罰されない。さらに、最狭義でも禁止をするのでは実際の男性の「需要」に答えられないと考えたのか、いわゆる風営法で、性交類似行為なるもの（売防法 2 条の要件の「性交」を欠くもの）を一定の条件を満たせば届出によって合法とした。以後、いわゆる「風俗」が巷にあふれ、多くの「風俗店」では売春（買春）行為が行われていると合点されている。私の知る限り、諸外国では売買春は性交類似行為を含むものとされている。スウェーデン法などではこれらを一括して、性的サービス行為としている。日本法の下、禁止されている売春行為と許されている性交類似行為を分けるのは、性交の有無であるが、それは行為者の傍らで仔細に観察しなければ判別できない。実態を見れば、日本は売春を合法化している国である。IT 社会化はこの業種をも呑みこみ、風俗店のホームページはそのサービスの多種多様さを競い合っている。

2022 年 5 月、売防法の補導処分と保護更生が廃止され、これに変わるものとして「困難な問題を抱える女性支援に関する法律」が成立した。売防法が、売春に関与した女性を犯罪者であるかのように扱い、人権侵

害を行ってきたことへの反省に立っている。

ところで、性売買そのものの扱いは今のところ変わらない。売防法のその他の規定も風営法も手付かずである。スウェーデンなどでは、法律を改正して性的サービス購入者を処罰し、売らされた女性（多くの場合は女性）は福祉につなげる、転職支援などを提供する政策がとられている。もともと、日本語の「売春」は実態から離れた曖昧なものだ。売っているのは春ではない。女性の性と身体である。日本では驚くことに、この言葉が法律名になり、法律用語である。法律用語がこのような曖昧表現を使っているのは売防法だけだ。それによって実態を覆い隠してきたのではないか。そこにいる女性の人権侵害も見えなくしてきたのではないか。今こそ、実態を白日の下に晒し、性的サービス購入を犯罪とすべきだ。ジェンダー平等がそれを求めている。

性的サービス購入は、買う側と売る側との同意の下、金銭が支払われているのだから、自由意思での契約行為ではないか、なぜ、それが「犯罪」として処罰されねばならないのかという反論があろう。サービスを提供する女性と買う男性の間には幾重にも力関係の差がある。買う行為自体が金銭を媒介とした支配行為であり、買われる側は、まるで自分そのものが買われたかのように買い手の思いのままにされる。売り手には言葉の正しい意味での「同意」はない。刑法の再改正で「不同意性交罪」が新設される見込みだ。性的サービス購入も金銭支払いという外形があっても同意のない性的人格権剥奪行為である。本質は不同意性交罪と同じであり、処罰対象とすべきだ。